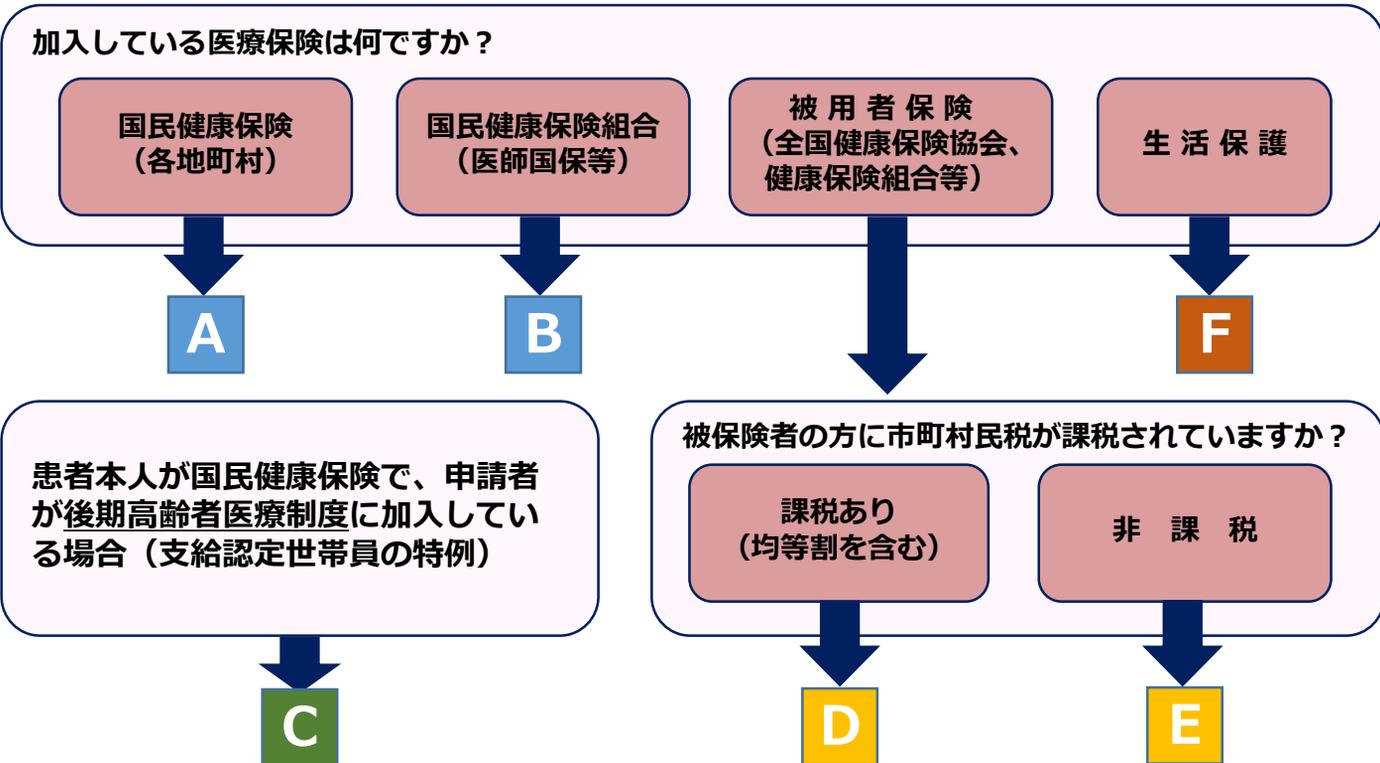


# マイナンバーを提出することで申請に必要な書類を省略できる場合があります

※ 1 マイナンバーによる情報照会を行うことで、市町村民税所得・課税証明書を省略できる場合があります

※ 2 住基ネットによる照会に同意いただけただけの場合、住民票の省略が可能です

## ■提出書類確認フローチャート



## ■提出書類の一覧

	個人番号 (マイナンバー)	健康保険証の写し	その他の必要書類
<b>A</b>	・患者本人分 ・患者と同じ医療保険に加入する方全員分 (※ 1)	・患者本人分 ・患者と同じ医療保険に加入する方全員分 (※ 1)	
<b>B</b>	・患者本人分 ・患者と同じ医療保険に加入する方全員分 (※ 1)	・患者本人分 ・患者と同じ医療保険に加入する方全員分 (※ 1)	市町村民税所得・課税証明書 【患者と同じ保険に加入する方全員分 (※ 1)】
<b>C</b>	・患者本人分 ・後期高齢者医療制度に加入する申請者分	・患者本人分 ・後期高齢者医療制度に加入する申請者分	
<b>D</b>	・患者本人分 ・患者と同じ医療保険に加入する被保険者分	・患者本人分 ・患者と同じ医療保険に加入する被保険者分	
<b>E</b>	・患者本人分 ・患者と同じ医療保険に加入する被保険者分	・患者本人分 ・患者と同じ医療保険に加入する被保険者分	市町村民税所得・課税証明書 (被保険者分)
<b>F</b>	・患者本人分 ・世帯主分	・患者本人分 ・被保険者分 ※医療保険に加入している場合	生活保護の受給を証明する書類

※収入課税状況について不明な点がある場合は、改めてお尋ねすることがありますので、ご了承ください。(追加の書類が必要になる場合があります。)